

令和8年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和8年7月2日（木曜日）

議事日程第6号

令和8年7月2日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第63号から同第66号まで、請願第1号及び発議第2号
- 日程第4 議案第67号から同第69号まで
- 日程第5 議案第70号
- 日程第6 発議第3号及び同第4号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第63号から同第66号まで、請願第1号及び発議第2号
- 日程第4 議案第67号から同第69号まで
- 日程第5 議案第70号
- 日程第6 発議第3号及び同第4号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	池田七菜君	2番	松田徳彦君
3番	加藤康太郎君	4番	渡辺栄一君
5番	関原奈津美君	6番	利根川正君
7番	田中立一君	8番	和泉克彦君
9番	近藤新二君	10番	田原洋子君

1 1 番 宮 島 宏 君
 1 3 番 阿 部 裕 和 君
 1 5 番 田 原 実 君
 1 7 番 保 坂 悟 君

1 2 番 東 野 恭 行 君
 1 4 番 古 畑 浩 一 君
 1 6 番 中 村 実 君
 1 8 番 松 尾 徹 郎 君

〈欠席議員〉 0 名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 久保田 郁 夫 君
 政策監（特命担当） 嶋 田 猛 君
 総 務 課 長 磯 貝 恭 子 君
 企 画 課 長 大 西 学 君
 能生事務所長 杉 原 満 君
 市民生活課長 小 竹 貴 志 君
 健康増進課長 林 壮 一 君
 地域協働課長 内 山 俊 洋 君
 観 光 課 長 小 林 猛 生 君
 都市建設課長 長 崎 英 昭 君
 ガス水道局長 陶 山 智 君
 教 育 長 蘆 本 修 一 君
 こども家庭課長 室 橋 淳 次 君
 文化スポーツ課長 川 合 三喜八 君

副 市 長 井 川 賢 一 君
 政策監（渉外担当） 猪 又 悦 朗 君
 危機管理課長 仲 谷 充 史 君
 財 政 課 長 塚 田 修 身 君
 青 海 事 務 所 長 渡 辺 茂 君
 税 務 保 険 課 長 木 島 美和子 君
 福祉事務所長 山 岸 千奈美 君
 産業労働課長 山 崎 和 俊 君
 農林水産課長 古 平 明 君
 会 計 管 理 者 山 田 康 弘 君
 会 計 課 長 兼 務
 監査委員事務局長 川 原 隆 行 君
 教 育 次 長 山 本 喜八郎 君
 学 校 教 育 課 長 渡 邊 興 勝 君
 消 防 長 中 村 淳 一 君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君
 係 長 川 原 卓 巳 君

次 長 上 野 一 樹 君

〈午前 10 時 00 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより、第 2 回糸魚川市議会定例会最終日の本会議を開きます。

欠席通告議員は、ございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（古畑浩一君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、５番、関原奈津美議員、１３番、阿部裕和議員、両名を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野委員長。〔１２番 東野恭行君登壇〕

○１２番（東野恭行君）

おはようございます。

６月１８日並びに７月１日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査についてその経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第１号が採択されたことから、発議第２号、「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度２分の１復元」に関する意見書が、所定の手続を経て提出されております。

また、発議第３号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてと、発議第４号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、７月３０日に妙高市で上越三市議会議会議員合同研修会が開催となります。本日の日程事項として、議長発議で進めることで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります、ハラスメント防止対策についてであります。

こちらについては、これまでのワーキンググループの活動状況について報告をいただき、今後の進め方について協議を行っております。今後も継続して協議していく旨の委員会の意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第２．所管事項調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては、休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、６月２９日に３件の所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

まず、駅北遊び広場の進捗についてであります。

担当から、地元説明会や市民説明会、関係団体との懇談で寄せられた意見を踏まえ、施設配置や管理運営などの検討を進めており、今後も市民説明会を重ねながら実施設計を進め、令和９年３月の実施設計完了を目指すとの説明がありました。

委員より、コンテナの設置目的や活用方法、運営主体、整備費の積算根拠について、具体的な説明を求める意見がありました。また、市が目指す駅北の将来像やまちづくりの方向性を明確にした上で、本施設が果たす役割や整備効果を市民や議会に分かりやすく説明すべきとの意見がありました。さらに、子供や親子が利用しやすい開放的な空間づくりや市民活動団体、既存施設との連携を重視した管理運営を求める意見がありました。

担当課からは、市民や関係団体との意見を踏まえながら検討を進め、９月頃を目途に修正案を示したいとの説明がありました。

次に、糸魚川市立学校教育環境整備計画（案）についてであります。

担当から、本計画は小中一貫教育を推進するとともに、中学校校区を基本とした学校再編を進め、小中一貫教育学校の設置を目指すこととしている。今後はパブリックコメントを実施した上で計画を策定し、その後地域説明や各学園での検討委員会を設置し、具体的な検討を進めていくとの説明がありました。

委員より、通学距離の増加に伴うスクールバスなどの通学支援の充実、発達に特性のある児童生徒への配慮を求める意見があり、これに対し担当からは、今後、各学園での協議を進める中で通学方法などを検討するとともに、児童生徒一人一人の学びを保障する取組を進める考えが示されました。

また、小中一貫教育学校と義務教育学校の違い、それぞれのメリット・デメリット、採用理由についての質疑があり、担当からは、成長の節目を大切にする観点から小中一貫教育学校を基本とする考えが説明されました。あわせて、学校再編に当たっては、地域や保護者と十分に合意形成を図るとともに、教育環境の充実や学校運営について、教育委員会が責任を持って取り組むよう求める意見がありました。

次に、市内で発生したいじめ事案についてであります。

担当から、市長部局による調査の結果、紛失したタブレット端末2台は令和5年3月に市役所内で初期化処理されていたことが判明したこと、当時は課内での情報共有や記録が不十分で、保護者や学校への説明が適切に行われなかったことについての説明と謝罪がありました。また、今後は情報共有の徹底と再発防止に取り組む考えが示されました。

委員より、これまで保護者から調査の要望が継続して寄せられていたにもかかわらず、初期化の経緯が十分把握されないまま調査が進められていたことや初期化までの時系列に不自然な点が見受けられることから、より詳細な事実確認を求める意見が相次ぎました。

これに対し井川副市長からは、提出した資料は十分とは言えず、市長部局において改めて関係者への聞き取り等を実施し、事実関係を整理した上で改めて報告したい旨の答弁がありました。

委員会としては、個々の事案について臆測に基づく判断を行うものではなく、まず事実を正確に把握し、その事実に基づいて対応の適否を調査することが重要であるとの認識を共有いたしました。そのため、教育委員会及び市長部局に対し、タブレット端末初期化の経緯及び関係者への聞き取り結果、各事案についての対応経過及び今後の改善方針について改めて整理し、委員会へ報告するよう求めました。

以上のことから、現時点では事実確認が必要であり、十分な調査を尽くすため、本件については継続して調査を行うことといたしました。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

おはようございます。

阿部委員長におかれましては、分かりやすい報告ありがとうございました。

それで、私からは駅北遊び広場の調査につきまして、何点か伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、これまで住民説明会や市民説明会で出された疑問や意見について、委員会の調査の中ではいかがだったかということを伺いたいと思います。

6月11日の市民会館での市の説明会で、市民より、施設でのコンセプトということで、街なかの森のような汎用性のある空間をつくり、この後、自分で考えた遊べる場の考え方を取り入れたソフト中心の運営により小さく始め、使いながら育てていく多世代交流の場とありますが、すごく分からないんですけどという声がありました。それに対して担当課は、この計画の前の段階で屋内遊戯場を設置ということで考えていた。そちらについては、遊びの環境を整えた遊具も備えてというところで設定をしていたが、今回、広場という形で自然環境の中でといったところなので、子供たちがそういった原っぱ、広場という中で、自分たちで遊び場をつくっていけるというイメージと説明しました。

それを聞いて私は、質問した市民はすごく分からないから聞いているというものを、あくまでイメージとしている行政の答弁に説明責任と誠意を感じませんでした。広場のコンセプトについて議論はありませんでしたか。あれば、詳細をお聞かせください。

もう一点、5月20日の大町区観音堂での被災地区住民説明会で、担当課より、現在解体中の旧宮田ビル跡地に計画している管理棟、これを基地となるコンテナスペース、2階建てのコンテナを活用して市民活動、地域交流に対応できる可変性のある場所として検討する。子供にとっては冒険心を感じられる場所を目指すと説明されました。これに対し地区住民から、基地というコンテナは鍵がかかっていて開かないようになっているのか、いかがかと質問があり、また、このコンテナの建物は要らないと思う。広場があれば屋根付の建物があるので、ここにコンテナは要らないと意見が出されました。

私もそのとおりと思い、一般質問でコンテナ要らないと強く打ち出したのですが、その点、委員会では議論はありませんでしたか。また、旧宮田ビル跡地への災害トイレカーの設置についても住民からの異論がありました。その点、委員会では議論はありませんでしたか。あれば、詳細をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、広場のコンセプトという点でございますけれども、明確なコンセプトについての議論はなかったかと記憶するんですけれども、委員より、先ほど報告したとおり、駅北のまちづくりの将来像であったり、その整備がどのように糸魚川市に寄与していくのか説明すべきだということは委員から質疑がありました。それに対して担当からは、駅北まちづくり戦略に基づいて子育て世代を呼び込み、多世代が交流できる市民の居場所を整備することが目的であるという説明がござい

ました。

また、コンテナ、またトレーラートイレについてでございますが、先ほどこれについても報告したとおり、コンテナについては必要性、活用法等、複数の意見が委員よりありましたが、トイレについては質疑はなかったかと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

ありがとうございます。

長くなって申し訳ありませんけども、次、続けて伺いたいと思います。

被災地区住民説明会で、担当課より、整備に当たってはにぎわいをつくることを優先するのではなく、音であったり夜間の利用であったり、コンテナ、トイレの管理やごみ、出入りなど、近隣環境への配慮が大変重要。イベントは、何でも自由に行うということではなく、周辺環境への影響を見ながらルールや運営方法を整理する必要がある。広場は、一度造って終わりではなく、実際に使いながら住民や関係団体の声を聞いて少しずつ育てていく場所にしたいと説明がありました。これは、先ほどの委員長報告にもございました。

その説明を聞いて、私は、果たしてここは何をする場所なのか、運営は誰がするのか分からない。また、住民や関係団体の声で場所を変化させるって、補助金をもらって造る場所が、そんなに変更対応できるものなのかしらと疑問に思いながら説明を聞いておりました。その点について、委員会では掘り下げた議論はありましたか、あれば詳細をお聞かせいただきたい。

それと、被災地区住民説明会で、担当課より、今日の資料は現時点での配置案、今後、設計の中で細部はさらに検討していく。近隣の皆さんが心配される点について、今日いただいたご意見を踏まえながら、設計や管理運営の中で反映できるものを検討していきたいと考えていると説明がありました。

私は、被災者住民の声をいつまとめて、出された意見への対応をどうやっていくのか。また、イメージ段階ということを使う一方で、実施設計で詳細を詰めるということを使って、被災者住民に混乱を招いているのではないかと。まずは、基本計画をつくって被災者住民、市民に示していくことからではないかと思い、基本計画は、まだ承認されていないと申し上げました。

被災者住民にヒアリングとか基本計画をつくるワークショップとか住民アンケートとか、様々な市民との対話、意見聴取は、市長公約そのものであると思います。その点について、委員会では議論はありませんでしたか、あれば詳細をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

お答えいたします。

運営方法についてでございますけれども、委員より、市民団体との連携、また、管理と運営を分

けて考えることであったり、キターレとの連携、また一体的な管理運営の必要性についてなどの質疑がありました。それに対して、運営方法については今後検討をしていくという考えが示されております。

また、2点目の住民意見というところでございますけれども、今後の進め方であったり、住民説明会の予定についての質疑がありました。

担当課からは、それらの意見を踏まえて9月を目途に修正案を示す、修正案というか計画を示すということが示されております。

また、住民意見というところでありまして、委員より、実際に利用することが想定される市民や団体に積極的に聞き取りであったり意見聴取を行って、また、市民を育てる場所とするためにも協議体の設置をすべきではないかという意見がありました。それに対して担当課からは、既に一部団体とは意見交換を進めており、委員よりいただいた意見を参考に、今後検討進めるという意見が、回答があったと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

これで3回目になります。コンテナの原型が6メートルの長さのものであれば、新潟から糸魚川に運んで設置して5万円。それと、行政計画にあるイベント用に加工したコンテナ、これにしかるべき基礎を造り、電気設備や空調をつけても1か所2,000万円にはならないと思いますが、その点について委員会での議論はありませんでしたか、あれば、詳細をお聞かせいただきたい。

それと、広場の施設、イベント用のものや管理棟については、私は糸魚川市が定めた公共建築は地場産木材でという方針により、コンテナでなく木造工法でと一般質問で申し上げ、行政は検討すると答弁しましたが、その点について、委員会では議論はありませんでしたか、あれば、詳細をお聞かせください。長くなって申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

お答えします。

コンテナ、またコンテナの木質化等についてのご質問であります。コンテナの必要性であったり価格、また木造との比較、コンテナにこだわる必要はなく木造も含めて検討すべきとの意見がございました。また、地元産材の活用についての意見もございました。

それについて担当課からは、そのコンテナ自体の2,000万という数字は、コンテナ本体だけではなく、電気設備であったり水道、エアコン等の空調設備、基礎工事なども含めた概算であるということが示されており、今後、仕様がしっかり、はっきりした時点で説明があるというふうにありました。

以上であります。

○議長（古畑浩一君）

ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

ご報告申し上げます。

建設産業常任委員会では、6月25日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託についてです。

担当課から、令和8年度に公募型プロポーザルを再度実施できるよう事業者と意見交換を行いながら、公募条件や事業方式、要求水準書、契約書等の再検討を引き続き行うとの説明があり、事業開始時期は、令和10年4月を想定しているとのことでした。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、6月26日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、障害福祉サービスにおける18歳の壁について、市民税・県民税の課税誤りについてであります。

まず、障害福祉サービスにおける18歳の壁についてでは、担当課より、特別支援学校高等部を卒業した障害のある若者が、根拠法が児童福祉法から障害者総合支援法に基づく支援に移行する際、制度、時間、家族支援、居場所などが制度の切り替わりに起因して、目的やサービス、利用時間、利用者負担などの違いと生じる課題を一般に18歳の壁と呼んでいる。当市の現状と課題は、教育部門から福祉へといかにバトンを円滑に渡していくかについての情報提供不足と、市内就労支援事業所の選択肢不足であり、この2点について、今年度、糸魚川市自立支援協議会こども療育部会での協議を進め、第8期糸魚川市ささえあいプランに反映する予定であるという説明がありました。

委員より、障害特性に適した市内就労事業所について質疑があり、担当課より、就労移行支援事業所1か所、就労の定着支援の事業所が1か所、就労継続支援のA型2か所、就労継続支援のB型は5か所である。送迎については事業所ごとに対応が違い、バスで送迎している事業所もあれば、公共交通機関を使い、その駅まで迎えに行くというところもあり、本人の状況により自転車で通っている方や公共交通が苦手でご家族が送迎されている場合もあり、通所の手段がなく事業所に通いづらいという問題はやはりある。公共交通機関を使うための練習を何回もされている方や、障害の特性に合わせ、相談員と相談しながら取り組んでいるのが現状であるという説明がありました。

利用時間についての質疑があり、学校に通っていた頃より帰りが早く、子供は働き始めるが、保護者の働く時間が短くなり、結果的に生活が苦しくなってしまうという問題がある。夕方の時間、過ごせる居場所づくりの必要性についての指摘では、担当課より、全国的な課題となっている部分である。保護者の就労先事業者においても、合理的配慮として出勤時間を調整するなどの対応が見られるものの、その理解はまだ十分に進んでいないのが現状である。サービスの組み方については、相談員が個々のケースに合わせて細やかな対応を行っている例もある。しかし、障害の程度や特性によって、そのような対応も難しい方、自宅で留守をできる方、できない方など個別性が高い課題であり、個別のケースを見ながら対応していくことが必要であり、現状では可能な範囲で現場で個別に対応しているという答弁がありました。

次に、市民税・県民税の課税誤りについてでは、冒頭、副市長より、6月8日にプレスリリースした事案について報告と謝罪があり、その後、担当課から説明がありました。

担当課より、5月下旬にA社の従業員1名分の住所、氏名、税額の3項目を誤ってB社へ通知していることが、B社からの連絡により判明した。A社から提出された市民税、県民税、特別徴収への切替え依頼書を、会社名が同じB社分として誤ってシステムへ入力してしまったことが原因であり、A社及びB社を訪問し、謝罪及び誤った書類の回収等を行った。今回のミス判明後、税額変更通知書の内容を再確認し、ほかに誤りがないことを確認した。再発防止策として、業務フローを見

直し、パソコン画面での確認に加え、必ず依頼書原本と納品された通知書の照合をする等のチェック体制を強化している。度重なるミスにより、行政に対する市民の信頼を損ねる結果となっており、大変申し訳ありませんでしたという説明に、委員より、同一社名及びシステムについての質疑があり、同一社名の全く異なる会社が存在し、登録を間違ってしまった。同一社名の事業者が、何社あるかは把握できていない。システムでは基本的に会社名で検索しており、検索画面には会社名のほかにも所在地や宛名番号が表示され、これらを確認して事務処理を進めている。今後は、会社名以外の検索方法も検討したいと答弁がありました。

度重なる不祥事の責任問題と対処法については、市長より、事態を重く受け止めており、議会初日に発言をし、職員もその発言に非常に関心を持って耳を傾けていた。前例主義の見直し、また指導、今後の検討を強く指示をした。理事者の責任の取り方については、職員の士気、仕事への意欲の低下、また行動に大きく影響すると考え、今回、慎重に行うべきだという部分で自制をしている。

また、政策監からは、今回6月17日から7月末までを事務ミス防止強化月間と定め、特に事務ミス防止のおきてとして、ミスを防ぐ取組、ミスをした後も影響を最小にする取組、ミスした後の取組と大きく3つに分け、今回の事例を他人事とせず、自身の業務でも起こり得ると捉え、全庁を挙げて取り組んでいるという答弁がありました。

質疑において、昨年度8件、今年度に入り既に3件、計11件もの事務ミスが発生しており、非常に多く、市民の信頼を損ない迷惑をかけていることから、理事者の責任問題を含め、多くの厳しい意見が述べられました。度重なる事務ミスで、職員がプレッシャーを感じ、仕事のパフォーマンスが低下することは深刻な問題であるが、次は考えないといけないので、今まで以上の再発防止対策をしっかりと取っていただく必要があるとの意見も出されました。

市長からは、本当に重く受け止めており、覚悟を持って市政運営をしなければならない気持ちは自分にはあるが、自分の覚悟を前面に出して、市の職員の意欲の低下または萎縮を招いてはいけません。職員が意欲を持って職場で仕事ができるような環境を課長等と綿密に対話しながら進め、厳しい意見を受け止めて、自覚を持って対応し、これからの市政運営に努めていくと答弁があり、委員会としては、今回は市長の発言を受け止めておき、しっかりと業務に当たり、再発防止に努めていただきたいと申入れをさせていただきました。

このほか、若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり、了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第３．議案第６３号から同第６６号まで、請願第１号及び発議第２号

○議長（古畑浩一君）

日程第３、議案第６３号から同第６６号まで、請願第１号及び発議第２号を一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第２号の説明を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、６月２９日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第１号は、採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第６３号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続法の改正に伴い、公示送達の方法について、従来の掲示板での掲示に加え、インターネットでの公表や事務所内のパソコン画面での表示を可能とするため、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

委員より、公示送達の方法についての質疑があり、担当からインターネットでの公表は必須とした上で、糸魚川市では掲示場での書面掲示も併せて実施する考えであるとの答弁がありました。

議案第６５号、契約の締結について（糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事）では、老朽化した空調設備を更新し、省エネルギー性能の向上やランニングコストの削減を図るもので、熱源をガスヒートポンプエアコンへ変更するとともに、フロアごとの空調制御や会議室への個別エアコン設置などを行い、工期は令和１０年３月までの２か年を予定しているとの説明がありました。

委員より、工事による庁舎業務への影響、省エネルギー化による効果、財源、フロア別制御方式についての質疑があり、担当から、工事中は１階市民ホール等に執務場所を移設して業務を継続すること、ランニングコストは約５割の削減を見込んでいること、有利な起債を活用する予定であること、フロアやエリアごとの空調制御が可能となるとの答弁がありました。

議案第６４号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第６６号、財産の譲与について（糸魚川東保育園）は、関連しているため、一括して審査を行いました。

令和９年４月から糸魚川東保育園の運営を社会福祉法人みその会へ移行するため、園舎、工作物

及び保育に必要な備品を同法人へ無償譲与し、土地は、市が所有を継続したまま無償貸付けするとともに、市立保育所条例から糸魚川東保育園を削除するとの説明がありました。

委員より、民営化に伴う保育士の配置や処遇、民営化後の市の関与、施設の維持管理についての質疑があり、担当から、正職員は、ほかの公立保育園へ配置し、会計年度任用職員は本人の希望により対応すること、公私連携型保育所として市が引き続き関与すること、基本的な施設の維持管理は法人が行い、大規模な修繕については補助制度により支援することとの答弁がありました。

続きまして、請願第1号、「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願であります。

本請願については、紹介議員から趣旨説明を受けて審査を行い、賛成・反対それぞれの意見があり、起立採決の結果、採択されました。

本請願は、意見書の提出を願意としていることから、発議第2号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明といたします。

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。また、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準が2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託の推進やスタッフ職の拡充のためには国・自治体での財政措置が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中で、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。1、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

2、学級編制標準の引下げを検討し、30人以下学級とすること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

5、新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう処遇改善に必要な財政措置を講じること。

6、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書を提出いたします。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書の採択を求める請願の賛成討論を行います。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教職員共通の願いであります。そのためには、児童生徒と教職員が接する時間を多く確保できる。そして、児童生徒一人一人の状況を把握しやすい、小中学校全学年における30人以下学級の実現が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保を国に求めるものであります。

学校の働き方改革として、今年から新たな学校と教師の業務の3分類が導入されましたが、実効性のある施策として必要な財政措置も不可欠であります。学校現場では、貧困、いじめ、不登校など課題が山積するとともに、GIGAスクール構想によるICT化や外国語授業、アレルギー対応などに対する児童生徒一人一人に寄り添った教育が求められ、教師の職務の多様化・複雑化がますます進み、依然として時間外勤務は長時間に及んでおり、教材研究や授業準備の時間を確保することが困難となっている状況であります。

このような長時間勤務など、教育現場の苛酷な現状から成り手不足が社会問題にもなっており、

スタッフを含めた体制の整備も求められていて、これらの諸問題を解消するためにも少人数学級の必要性が求められております。市内をはじめ各学校の現場からは、とにかくマンパワーが足りない、1人、2人欠けるだけでもかなり苦しい、勤務時間内に業務をこなすことが困難、アレルギー対応など、きめ細かな内容業務が増えているなど、多様な声が聞かれます。

本日の新聞報道でも、2025年度、文部科学白書素案が、昨日1日に判明し、それによれば、深刻化する教員の成り手不足を受け、教職の魅力向上が喫緊の課題と指摘し、働き方改革や諸改善の取組を明記し、小・中・高の児童生徒の自殺者数が538人と過去最多を更新したことに、極めて憂慮すべき事態と警鐘を鳴らしたとあります。

豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員、少数職種の配置増などを含めた教職員の定数改善が必要であり、よりきめ細やかな教育には、学級編制標準を引き下げた30人以下の実現が不可欠であります。

地方分権推進として、義務教育費の国庫負担率が引き下げられ、20年以上が経過し、この間、地方財政は疲弊しております。国の責務である義務教育に係る予算で、地方財政の圧迫を招くことになってはなりません。子供は地域の宝であり、子供たちにお金をかけるのは将来への投資である。と自治体によっては独自財源により人的措置等を行っているところもあり、さらに中学校にも広げようとする動きも見られますが、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられること、豊かな学びの保障をすることといった環境条件整備は不可欠であり、自治体間の格差はあってはなりません。国の施策として定数改善に向けた財源保障が必要であり、義務教育費の国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求めるものであり、各位の賛同をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第64号、糸魚川市立保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 6 5 号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 6 6 号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議事の都合により発議第 2 号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号、「30 人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」に係る意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第 1 号、「30 人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願につきましては、採択すべきものとみなします。

日程第 4．議案第 6 7 号から同第 6 9 号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第 4、議案第 6 7 号から同第 6 9 号までを一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11 番 宮島 宏君登壇〕

○11 番（宮島 宏君）

ご報告申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月25日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決です。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第67号、財産の取得について（除雪ドーザ（11トン級スノーバケット付））では、担当から、入札結果について説明がございました。

委員より、落札率が60.1%と低かった理由についての質疑があり、担当より、4者が応札し、競争原理が働いた結果ではないかとの答弁がございました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〈午前10時54分 休憩〉

〈午前10時55分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより議案第67号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第68号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第69号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第５．議案第７０号

○議長（古畑浩一君）

日程第５、議案第７０号、令和８年度糸魚川市一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案につきましては、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第７０号については、６月２９日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

総務課関係では、いじめ問題再調査委員会委員報酬の補正で、再調査委員会の委員選任、調査後の対応、調査の進め方について質疑があり、担当から、弁護士などの委員は事案ごとに職能団体から推薦を受けて選任すること、調査結果を踏まえ、教育委員会と連携して対応すること、調査の進め方は、再調査委員会が中立的に判断するとの答弁がありました。

こども家庭課関係では、全天候型子ども遊戯場整備事業は、国庫補助内示による財源変更でプロポーザルの参加申込み状況、今後のスケジュールについて説明があり、委員より、プロポーザル方式で整備を進める中で事業者決定後も施設内容について意見を反映できるのか、また、施設の運営方針について質疑があり、担当から、施設内容の大幅な変更は難しいものの対応可能な内容は確認していくこと、市民利用を基本とした子育て支援施設として市直営で運営し、子育て相談機能を充実させるとの答弁がありました。

また、建物躯体の修繕は貸主負担で実施されるとの説明がありました。

学校教育課関係では、いじめ対策専門チームの役割について質疑があり、担当から専門チームは教育委員会や学校からの相談を受け、専門的な立場から助言・支援を行う組織であり、現時点では保護者等から直接相談を受けることは想定していないとの答弁がありました。

それに対して被害者や保護者が直接相談できる窓口を設けるべきとの意見があり、担当から、相談窓口の必要性は認識しており、専門チームとの連携も含め、早急に検討していくとの答弁がありました。

文化スポーツ課関係では、博物館整備事業で購入する岩石分析機器の活用方法についての質疑が

あり、担当から、学芸員が使用する研究機器であり、石の鑑定事業やイベント等にも活用していくとの答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

ご報告申し上げます。

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第70号については、6月25日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

産業労働課関係では、担当から、企業版ふるさと納税推進事業は、今年度から産業労働課がふるさと納税の事務事業を担当するに当たり、これまでの企業等とのつながりを生かして、企業版ふるさと納税の推進による財源確保に取り組むものであり、具体的には新たに総務省の制度である副業型地域活性化起業人1名を配置し、市外企業との関係性構築及び増強を行い、企業からのふるさと納税を活用した支援を募るものであるとの説明がございました。

次に、担当から、電子地域通貨普及促進事業（物価高騰対策）については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策として、デジタル地域通貨翠ペイを活用し、キャンペーンのほか、行政課題解決や市民の地域課題解決への参画を促す取組を実施するものであるとの説明がございました。

委員より、デジタル地域通貨翠ペイについて、このまま継続すべき事業であるのか、議会の中でも考えていくべき課題ではあるが、行政としてはどのように考えているのかとの質疑があり、担当から、地域内で稼いだお金が、地域内で消費されることは根本的なところであるため、デジタル地域通貨そのものについては、メリットのほうが確実に高いと考えていること、市民の皆様には、より身近に今後も使用していただけるように取組を進めているものの、議会から様々な意見が出ていることも承知しているので、いずれかの段階で、見直すかどうかの判断は必要になると考えているとの答弁がございました。

次に、担当から、事業者支援事業（物価高騰対策）は、令和8年3月補正予算により、現在実施している事業者向けのチャレンジ補助金について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、補助金を追加するものであるとの説明がございました。

委員より、この補助金を申請したいが、納期が未定であることや見積額がすぐに変ってしまうことなどを理由に申請をちゅうちょされている事業者への対応についての質疑があり、担当から、実際にそのような電話を受けており、商工会、商工会議所の相談でも同様の話が出ている。商工団体と意見交換をしながら、追加で募集するなど、柔軟に対応していきたいとの答弁がございました。

また、前述のような事情で申請をちゅうちょされている方がいるようであれば、まずは申請する

ように助言してほしいとの答弁もございました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第70号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第70号については、6月26日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

健康増進課関係では、担当課より、医療機関物価高騰対策事業は、電気・ガス料金高騰の影響を受ける市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため補助金を交付するものであり、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であるという説明に、質疑はありませんでした。

福祉事務所関係では、担当課より、社会福祉施設物価高騰対策事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として介護・障害サービス事業所に対して経費増額分の一部を補助するものであり、事業費は29法人、1,800万円を見込み、うち、1,440万円の財源について国交付金を充当する。生活保護費の補正は、令和7年6月の最高裁判決により平成25年から実施された生活扶助基準改定に係る差額を支給するもので、廃止世帯を含む平成25年8月以降に生活保護を受けていた対象者300世帯を見込み、新たな基準に基づく給付費を算定し、追加分を給付するという説明に、委員より、対象世帯についての質疑があり、担当課より、対象世帯へはホームページと広報紙で周知することを考えている。対象300世帯のうち、現役世帯は160世帯であり毎月支給していることから、職権により支給を行い、通知も行う。既に廃止となった140世帯については、平成25年8月以降、収入増加や被保護者の死亡等を理由として生活保護が廃止された経緯があり、これらの世帯に対しては申出を受けて世帯状況を確認させていただき、対象となれば支給を行うという説明がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第70号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

〈午前11時08分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．発議第3号及び同第4号

○議長（古畑浩一君）

続きまして、日程第6、発議第3号及び同第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野議員。〔12番 東野恭行君登壇〕

○12番（東野恭行君）

発議第3号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び発議第4号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

発議第3号につきましては、政治倫理審査委員会を会議規則に定める協議等の場とするため、改正するものであります。

発議第4号につきましては、会議規則に定める協議等の場の開催に際し、交通費の支給対象とするため、改正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、発議第4号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議員派遣について

○議長（古畑浩一君）

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

令和8年7月30日に開催予定の上越三市議会議員合同研修会に会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することと決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

なお、詳細につきましては、後日通知いたします。

日程第8．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第8、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長、市民厚生常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によりお手元に配付してございます申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、久保田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

お疲れさまでございます。

令和8年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねましてご報告申し上げたいと思います。

去る6月15日から本日まで、条例改正や補正予算など多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この機会に、5点についてご報告申し上げます。

初めに、富山大学医学部への新潟県地域枠新設について、ご報告申し上げます。

地域偏在や医師不足の解消に向け、県では、このたび富山大学医学部と連携し、9年度入学生から医師の地域枠を新設することを公表いたしました。この取組は、地域医療を担う医師の養成・確保を目的とするものであり、将来にわたり地域医療を支える人材の確保につながるものと期待しております。

当市の子供たちにとりましても、医師を目指すきっかけの一つとなるものと考えております。引き続き、県や大学、医療機関などと連携を図りながら、地域医療体制の維持に向け、医師確保に取り組んでまいります。

2点目に、SEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会について、ご報告申し上げます。海、里、山のつながりに思いを巡らせながら自然を体感する環境スポーツイベントであります。SEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会が7月18日、19日に開催されます。

今回で5回目となりまして、初日は能生マリンホールで環境シンポジウム、2日目はカヤック、自転車、登山のアクティビティが行われます。人と社会と自然との共生をテーマに行われる環境シンポジウムでは、元トリノパラリンピックチェアスキー日本代表の野島 弘さんから講演いただく予定としております。

なお、シンポジウムは、どなたでも無料で参加いただけます。

2日目のアクティビティでは、能生弁天浜から筒石漁港までカヤックに乗り、そこから自転車に乗り換え、久比岐自転車道を上越方面に向かいます。沿道から、参加選手への温かい声援をお願い申し上げたいと思います。

3点目であります。各地域の夏祭り、花火大会について、ご報告申し上げます。

今年も各地域で夏祭りや花火大会が、4週にわたり開催されます。

7月18日には、伝統の早川大花火大会が開催されます。

翌週25日は、おうみ祭りで、大民謡流しと糸魚川大花火大会が行われます。

8月1日には、迫力の水中爆雷やスターマインなどが魅力の能生ふるさと海上花火大会が開催されます。

そして、夏祭りの締めくくりとしまして8月8日には、糸魚川おまんた祭りが開催されます。50回の節目となります今回は、口の字商店街全体を使つての大市民流しを計画しております。

これら地域の祭りなどを通じて市民の一体感の醸成と交流人口の拡大を期待しております。

4点目に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、ご報告申し上げます。

6月5日、国会において可決・成立しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、現在、当市における支援内容の検討を進めております。当市の配分額は約2,000万円です。物価高騰の影響を受けている方々に対し必要な支援が届きますよう、全体の内容について検討を行っております。

これらを踏まえた補正予算につきましては、9月市議会に提案させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、令和7年度会計別決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の歳入決算額は307億5,700万円、歳出決算額が287億6,200万円となり、差引き19億9,500万円が、8年度への繰越金となります。

繰越明許費等、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質の繰越金は16億2,700万円でありま

すが、既に８年度予算で６億３，２００万円を計上しておりますので、残りは９億９，５００万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

以上、５点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和８年９月市議会定例会の招集日を８月３１日月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

これもちまして、令和８年度第２回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

〈午前１１時２７分 閉会〉

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員